

## とりぎんバードスタジアム大型映像装置に係る技術提案説明書

とりぎんバードスタジアム大型映像装置の技術提案については、関係法令に定めるほか、この説明書による。

### 1 概 要

- (1) 件 名 とりぎんバードスタジアム大型映像装置
- (2) 納入場所 鳥取市蔵田地内
- (3) 納入内容
  - ア 一般概要  
本件は、大型映像装置、ソフトウェア、各通信設備配線等の納入とする。
  - イ 施設概要
    - 大型映像装置 一式
    - ソフトウェア 一式
    - 各通信設備 一式
- (4) 納入期限 本契約締結の日から平成25年2月28日まで
- (5) 本件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定する総合評価方式により決定するものとする。

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術提案参加資格確認申請書類及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から5の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（平成23年鳥取市告示第370号）に基づく競争入札参加資格を有する者のうち、資格区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。
- (4) 平成19年4月1日以降に完成し、引渡し完了している大型映像装置（スクリーンサイズ横10.1m×縦5.3m以上）を製造し、納入した実績を有する者であること。
- (5) この公告の日から5の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日

までのいずれの日においても鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（6）他の技術提案参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

### 3 総合評価に関する事項

#### （1）評価に関する基準

本件の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価は、とりぎんバードスタジアム大型映像装置等事業選定検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

ア 評価項目

（ア）企業の技術力

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 施工計画	納入時期（器材操作研修も含む）が具体的に計画されている。	4.0 (定性)	/54.0
	施工計画が現地の環境条件を踏まえている。	10.0 (定性)	
(2) 企業の施工能力	最新技術等、積極的な創意工夫の取り組みが見られる。	16.0 (定性)	

	過去5年間の同等サイズ以上の大型映像装置納入実績 (5件以上...4点、4件...3点、3件...2点、2件...1点、1件以下...0点)	4.0 (定量)	
	ヒアリングにおいて、理解力に優れ、質問に対する応答が明確かつ迅速である。	20.0 (定性)	

(イ) 企業の信頼性・社会性

評価項目	評価基準	配点	得点
(1)地域精通度	故障発生時、整備拠点及びサポート体制が明記してある。	8.0 (定性)	/8.0

(ウ) 企業の高度な技術力

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 技術提案に基づく施工計画について	維持管理費等の低減を踏まえて、適切でなおかつ優位な工夫が見られる。	18.0 (定性)	/38.0
	保守管理方法及び耐久性の向上に工夫が見られる。	10.0 (定性)	
	運用方法の内容に具体性及び妥当性が見られ、かつ利便性にも工夫が見られる。	10.0 (定性)	

イ 留意事項

(ア) 定性評価

下記表1に示す5段階評価で加算点を付与する。

表1 定性評価の基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	適切である	配点×0.00

(イ) 定量評価

提案された数値をもとに、(1)に示す評価方法によって加算点を与える。

(2) 総合評価の方法

総合評価は加算方式とし、価格点と技術点の合計(以下「総合評価点」という。)により行う。

ア 価格点

50点満点とし、次の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} / \text{基準価格})$$

イ 技術点

100点満点とし提案内容をもとに、3の(1)に示す評価方法によって算出する。

(3) 順位の決定方法

技術提案書を提出した者については、総合評価点の高い順に順位をつける。なお、総合評価点と同じ者がある場合は見積価格の低い者を優秀とする。

(4) 評価内容の担保

実際の施行に際しては、技術提案を満たす施行をするものとし、評価における具体的な提案や構造にかかる事項等重要な部分にかかる瑕疵担保期間は引渡しを受けた日から10年間とし、その他の設備等については、2年間(2年間を超えるメーカー保証のあるものについてはその期間)とする。

受注者の責により技術提案を満たす履行が行われない場合は、再度の提案を行う。再度の提案が困難あるいは合理的でない場合は、納期内においては契約金額の減額を行う。さらに、確認できない性能にかかるものも同様とするが、契約金額の減額は損害賠償の請求、違約金の徴収等とする。これらの額は、原則として以下の式により算出した金額とする。

$$\text{変更額等} = (\text{請負額} / \text{契約時技術評価点}) \times \text{該当時技術評価点}$$

なお、技術提案に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うことがある。

また、技術提案の履行確認は、原則として別途仕様書に定めることによるものとし、詳細については、鳥取市と提案者(請負者)が協議して定める確認方法によるものとする。

4 担当部署

〒680-0902

鳥取市秋里903番地

鳥取市環境下水道部下水道企画課(鳥取市役所環境下水道部庁舎2階)

電話 0857-20-3315

FAX 0857-20-3318

e-mail ges-plan@city.tottori.lg.jp

5 技術提案参加資格の確認等

(1) 本技術提案の参加希望者は、2に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加確認申請書及び資料(以下「申請書」という。)を提出し、参加資格の有

無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案に参加することができない。

ア 提出期間及び時間

平成24年6月20日から同年7月4日までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所 4に同じ。

ウ 提出方法 1部を持参すること。

(2) 参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 添付資料は、次に従い作成すること。

ア 大型映像装置の納入実績

別記様式2に記載の上、提出すること。

イ 技術提案参加者間の無関係を証する書類

別記様式3に記載の上、提出すること。

(4) 技術提案参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年7月6日までに書面により通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 4に同じ。

6 技術提案参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格が無いと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知した日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)

イ 提出場所 4に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

7 技術提案の確認等

(1) 技術提案書はA3版(又はA4版)両面使用とし、別紙技術提案書提出書類にのっ

とり、提案目的が確認できる事項を最小限度にまとめて作成すること。

技術提案については、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、鳥取市は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、最優秀提案者の提案については、選定した理由の説明を求められた場合に他者と比べて優位な点を公表することがある。作成にあたって、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

## (2) 留意事項

- ア 記載すべき事項以外の内容（提案者を特定できる名称、符号、マーク等）は記載しないこと。
- イ 技術提案締切日以降の提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 資料を含めた提案書すべてに、通しページ番号を明記すること。なお、表示位置は下側中央とする。
- エ 文章による説明でわかりにくい場合は、概略図及び写真等を添付すること。

## (3) 技術提案書の提出

- ア 提出期間及び時間 平成24年7月6日から同月18日までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
- イ 提出場所 4に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。
- エ その他

(1)の別紙技術提案書にのっとりた提出書類をファイリングし、表面・背面に件名及び抽選によって決定する記号を記載して、14部提出すること。そのうち、内訳書においても所定の様式に記載及び押印し、封筒に件名を記載し封印のうえ、技術提案書と同時に提出すること。

## (4) 技術提案書のヒアリング

技術提案書提出後、要求した基本性能を有すると認められた者について、下記のとおりヒアリングを実施する。

- ア 提出された技術提案書の内容及び配置予定管理技術者の技術力について、ヒアリングする。
- イ 出席者は4名以内とする。
- ウ ヒアリング内容は、1社につき60分間以内（説明25分、質疑35分）とし、ヒアリングを効率よく行うため、原則として説明はパソコンを利用したプレゼンテーションとする。
- エ 提案書に記載ない事項について、説明は認めない。
- オ ヒアリングの日時、場所、詳細要領について、別途通知する。

(5) 失格事項

提出された技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 要求された基本性能を有していないと認められるもの。
- イ 参加資格を有していないことが判明した場合
- ウ 上記(1)及び(2)に適合しないもの。
- エ 上記(1)及び(2)に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- オ 上記(1)及び(2)に虚偽の内容が記載されているもの。
- カ 予算額を超えるもの。
- キ その他委員会が不適格と認めるもの。

8 技術提案審査結果に対する理由の説明

(1) 技術提案の審査結果に対して不服のある者は、市長にその理由について、次に従い書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

- ア 提出期限 通知した日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)
- イ 提出場所 4に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

9 現場確認

希望する者は、次に従い、書面(別記様式4号)により現場確認を行うことができる。

- (1) 提出期限 平成24年6月20日から同月25日まで。
- (2) 提出場所 4に同じ。
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAXにより、事前に申請すること。
- (4) 確認期間 平成24年6月27日及び同月28日
- (5) その他 日程調整により、希望日に沿えない場合があるので留意すること。調整結果は事前に電子メールにより通知する。

10 提案説明書に対する質問

この説明書に記載されている内容に関して質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

- (1) 受領期間 平成24年6月20日から同年7月11日までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出場所 4に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(上記期間までに必着)によるものとする。なお、口頭、電話による質問は受け付けない。これに反する者は1回につき、5点減点する。なお、

書面には、回答を受け取る担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記すること。

- (4) 回答方法 質問者及び他の参加者に電子メールにより回答する。回答については、(1)の期間において、1週間単位でとりまとめを行い翌週に回答するものとし、緊急性を要すると判断される内容は随時回答するものとする。

#### 1.1 契約保証金

鳥取市の規定に基づき契約保証金を納付すること。

#### 1.2 議会の議決

本契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条に規定する契約に該当する場合は、契約相手方の選定後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が2の要件を満たさなくなった場合又は入札参加の資格制限若しくは指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1.3 契約交渉

3の(3)の規定により第1位とした者のうち最も優秀とした者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調の場合は、次に優秀とした者と交渉を行い、同順位の者がいないときは下位の順位の者のうち優秀としたものと順次交渉を行う。なお、仮契約締結後でも、本契約締結までの間は、2の参加資格に掲げる資格のない者とは契約を解除できるものとし、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1.4 契約書等作成の要否等

- (1) 契約書 「要」  
(2) 内訳書 「要」

#### 1.5 火災及び風水害保険付保の要否 「要」

#### 1.6 関連情報を入手するための照会窓口 4に同じ。

#### 1.7 提案値の変更に関する事項

施行条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、技術提案評価項目に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事



案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

変更「提案値」 = (条件変更の鳥取市算定値 / 当初計画の鳥取市算定値)  
× 入札に係る「提案値」

#### 1.8 添付資料

次に掲げる資料は、本技術提案説明書と一体となるものであるため、内容を十分確認すること。

- (1) 参加資格確認様式 別記様式 1 ~ 4
- (2) 技術提案書提出書類様式
- (3) 仕様書及び参考図面
- (4) 見積書様式

#### 1.9 その他

- (1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 契約締結後の技術提案として、鳥取市に提案することができる(ただし、総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 本件技術提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用等は全て参加希望者の負担とする。なお、失格等の場合も同様とする。
- (6) 提出された書類等は、作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された書類等は返却しない。